

## 中央区期間限定型保育事業のご案内（7月利用）

中央区期間限定型保育事業とは、新設の認可保育所等が5歳児クラスの保育室などの空いているスペースを活用し、期間を限定してお預かりする事業です。詳細は次のとおりです。なお、本事業は空き保育室等を活用しますので、1歳児クラスの保育室の児童とは別保育になる場合がありますことを予めご了承ください。

### 1 利用条件等

区 分	内 容
申込対象者	<p>次の条件を全て満たす場合に対象になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の利用を開始する日から利用を終了する日まで区内に住所を有していること。</li> <li>・1歳児（令和4年4月2日から令和5年4月1日生まれ）であること。</li> <li>・3号認定（保育標準時間）の支給認定証を持っていること。</li> <li>・認可保育所等の令和6年7月入所申し込みをし、入所保留通知書の交付を受けた方（見込み含む）。</li> </ul>
利用期間 実施予定園 募集人数	<p><b>【令和6年7月1日から令和7年3月31日まで(1歳児クラスのみ)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さくらさくみらい 新富町(3名)</li> <li>・さくらさくみらい つくだ大通り(2名)</li> <li>・ほっぺるランド相生橋つくだ(3名)</li> </ul> <p><u>令和7年4月以降の継続はできません。</u></p> <p><b>【令和6年7月1日から令和8年3月31日まで(2歳児クラスまで)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さくらさくみらい パークタワー勝どき(0名)</li> <li>・さくらさくみらい 勝どき(6名)</li> <li>・ほっぺるランド清澄通り勝どき(9名)</li> </ul> <p><u>令和8年4月以降の継続はできません。</u></p> <p>※令和6年7月利用調整後、1歳児クラスの定員に空きがある場合は実施いたしません。 令和6年5月1日現在の募集人数です。</p>
保 育 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育所と同額です。保育料は保育園へ直接お支払いください。区から保育料の金額を保育事業者へお知らせします。</li> </ul>
延長保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポット延長保育は定員に空きがある場合は利用できます（月極延長保育はご利用できません）。スポット延長保育料も認可保育所と同額です。</li> </ul>

### 2 実施予定園の所在地等

保育園名	所在地	連絡先
さくらさくみらい 新富町 (1歳児クラスのみ)	築地3-1-12 フィル・パーク TOKYO GINZA Shintomi.Lab 1～3F	03 (6260) 4838
さくらさくみらい つくだ大通り (1歳児クラスのみ)	佃1-10-7 コンフォール月島 1～3F	03 (5859) 5159
ほっぺるランド相生橋つくだ (1歳児クラスのみ)	佃3-2-11 エムエー月島 1～3F	03 (3520) 9301

保育園名	所在地	連絡先
さくらさくみらい パークタワー 勝どき (2歳児クラスまで)	勝どき4-6-2 パークタワー勝どきミッド 2F	03 (6204) 2039
さくらさくみらい 勝どき (2歳児クラスまで)	勝どき4-8-4	03 (6910) 1039
ほっぺるランド清澄通り勝どき (2歳児クラスまで)	勝どき3-7-2	03 (6910) 1640

### 3 申込期間等

受付方法	窓口で提出する場合	<p>受付場所：中央区役所6階保育課、日本橋・月島・晴海特別出張所 中央区保健所、日本橋・月島・晴海保健センター</p> <p><b>受付期間：5月1日(水)～31日(金)</b></p> <p><b>時 間：午前8時30分～午後5時まで(土日・祝日を除く。)</b></p> <p>※提出に際してのご相談・ご質問等がある場合は、区役所6階保育課保育入園係へお問い合わせください。それ以外の受付場所では、書類を受領するのみとなりますので、ご注意ください。</p>
	郵送で提出する場合	<p>〒104-8404 東京都中央区築地1-1-1</p> <p>中央区役所保育課保育入園係 宛て</p> <p>※郵便事故などによる書類の紛失を防ぐため、特定記録郵便などの利用をお願いします。</p> <p>※受付期間最終日の午後5時必着です。消印有効ではありません。</p> <p>※FAX・メールでの提出は受け付けていませんので、ご注意ください。</p>

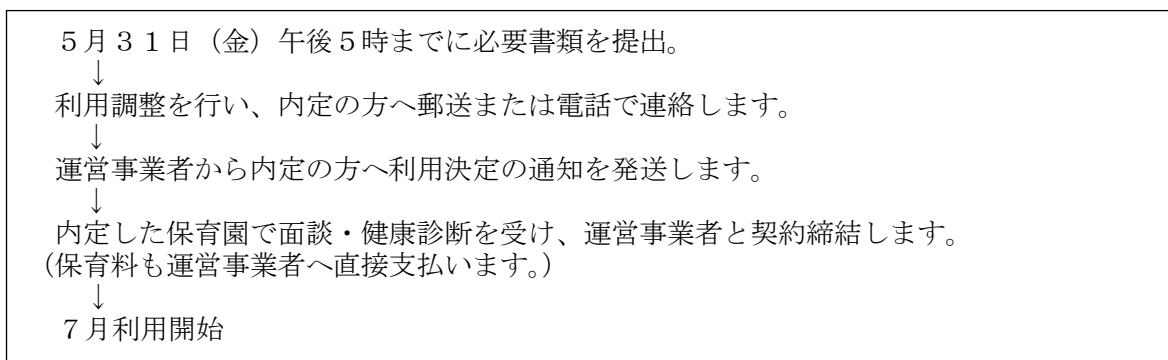
### 4 必要書類

- 期間限定型保育事業利用申請書
- 同意書
- 複数の保育事業を希望する方へ(本事業の他に居宅訪問型保育事業を希望している方のみ)

### 5 利用者の決定等

- (1) 利用の申込数が、実施保育園で設定する本事業の受入枠を超えた場合は、区の利用調整基準により利用の可否を決定します。(「令和6年度保育園のごあんない」の31～34頁をご覧ください。)
- (2) 利用調整結果は、郵送または電話でご連絡します。
- (3) 本事業は、直接運営事業者との契約となります。

## 【期間限定型保育事業の流れ】



## 6 本事業利用開始後の認可保育所申込の調整指数及び優先順位について

### (1) 調整指数について

【令和6年7月1日から令和7年3月31日まで（1歳児クラスのみ）の実施園を利用する場合】

令和7年4月入所利用調整で調整指数「+2」が適用されます。

【令和6年7月1日から令和8年3月31日まで（2歳児クラスまで）の実施園を利用する場合】

2歳児クラスとなる令和7年4月入所利用調整から調整指数「+2」が適用されます。

3歳児クラスとなる令和8年4月入所利用調整では調整指数「+3」が適用されます。

※調整指数「+2」と「+3」は重複しません。

※調整指数により入所を保証するものではないことをあらかじめご了承ください。

※調整指数は各事業を利用している間のみ適用されます。途中で利用を終了した場合は、適用されません。

### (2) 優先順位について

「令和6年度保育園のごあんない」33頁の優先順位7「区内の認可保育所に兄弟姉妹が在籍している場合」は適用されません。

## 7 その他

(1) **本事業を利用できる期間は、認可保育所等の入所待機期間となります。認可保育所等に内定した場合は、期間限定型保育事業の利用は終了となり、内定先の認可保育所等に入園していただきます。**また、申込有効期間が終了した場合は、利用終了となります。

(2) 令和7年4月に認可保育所の入所を希望される場合は募集の時期に改めて入所申込手続が必要です。

(3) 本事業利用開始後、復職し、短時間勤務を取得した場合、待機されている認可保育所の利用調整における基本指数が下がってしまうことがありますのでご注意ください（「令和6年度保育園のごあんない」40頁をご覧ください。）。

(4) 認可保育所の申し込みは支給認定の有効期間内においては、引き続き有効になります。有効期間が切れたことについて区から通知はいたしません。

(5) 本事業の利用が内定しなかった場合は申し込みが終了となります。改めて利用を希望する方は募集期間内にその都度申請が必要です。

(6) 本事業利用中は、「令和6年度保育園のごあんない」65頁に記載のある特例在園は利用できません。

< 期間限定型保育事業 >



### 【問い合わせ先】

中央区福祉保健部保育課保育入園係

電話 03(3546)5227・5387・9587

8:30～17:00（土日・祝日・年末年始を除く。）